

報道機関各位

令和6年(2024年)3月11日(月)15時00分配付

タイトル	令和6年後志地区林野火災予消防対策協議会の開催について								
配付資料	後志地区林野火災予消防対策協議会規約								
内容 (目的・趣旨)	<p>後志管内における林野火災予消防対策を円滑に進めることを目的に、標記協議会を次のとおり開催します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日 時 令和6年(2024年)3月15日(金)11:00~</p> <p>2 場 所 後志合同庁舎 2階講堂(倶知安町北1条東2丁目)</p> <p>3 出席者 市町村、森林組合、各消防署、札幌管区气象台、陸上自衛隊、森林管理署ほか</p> <p>4 内 容</p> <p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年林野火災発生状況について</li> <li>・令和6年積雪の情報と今後の天候予測について</li> <li>・令和5年度林野火災予防作品について</li> </ul> <p>(2) 議決事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年後志地区林野火災予消防対策実施方針(案)</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林野火災発生時における報告事項について</li> </ul>								
参考									
報道解禁	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<table border="1"> <tr> <td>テレビ・ラジオ・インターネット</td> <td>月 日( )</td> <td>時以降</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>月 日( )</td> <td>刊以降</td> </tr> </table>	テレビ・ラジオ・インターネット	月 日( )	時以降	新聞	月 日( )	刊以降	
テレビ・ラジオ・インターネット	月 日( )	時以降							
新聞	月 日( )	刊以降							
報道(取材)に当たってのお願い									
他のクラブとの同時発表	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり								
担当窓口	後志総合振興局産業振興部林務課 林務課長 名取 幸治 〒044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 TEL 0136-23-1380								

## 後志地区林野火災予消防対策協議会規約

### (趣 旨)

第1条 本規約は、後志地区林野火災予消防対策協議会（以下「協議会」という。）の開催に関して必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 協議会は、北海道地域防災計画に基づき、各関係機関が協調して後志管内における林野火災予消防対策の円滑な推進を図ることを目的とする。

### (協議事項)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 林野火災の予防対策に関すること
- (2) 林野火災の消防対策に関すること
- (3) その他の目的達成のため必要な事項に関すること

### (構 成)

第4条 協議会は、別表に掲げる機関をもって構成する。

### (開催方法)

第5条 協議会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて、随時開催することができる。

### (その他)

第6条 協議会の招集、開催等の庶務は、後志総合振興局産業振興部林務課において処理する。

### 附 則

この規約は、平成14年 3月14日から施行する。

この規約は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成29年 3月16日から施行する。

この規約は、令和 3年 3月15日から施行する。

(別表)

後志地区林野火災予消防対策協議会構成機関

機 関 名	
後志総合振興局	留寿都村
後志森林管理署	喜茂別町
石狩森林管理署	京極町
札幌管区气象台	倶知安町
陸上自衛隊倶知安駐屯地	共和町
小樽市消防本部	岩内町
北後志消防組合	泊村
岩内・寿都地方消防組合	神恵内村
羊蹄山ろく消防組合	積丹町
島牧村	古平町
寿都町	仁木町
黒松内町	余市町
蘭越町	赤井川村
ニセコ町	小樽市
真狩村	